

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念である「人に感謝、物に感謝」という考えに基づき、お客様へ「食事」というゆたかな"とき"をお届けすることをモットーに、心地よい時間をお過ごしいただけるよう、冬は暖かく、夏は涼しく、季節の移ろいを感じていただける素材と調理法、器選び、空間づくり、そして、おもてなしを提供できるように努めております。また、当社は、社会貢献及び企業存続のため、当社を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、経営の透明性、経営の執行と監督の分離が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は経済情勢や消費動向の変化に対応するために、迅速な意思決定を行うよう努めております。そのため、新規事業戦略や出店計画は環境変化に伴い随時見直しを行っていることから計画の変動が大きく、株主の皆様は混乱を与える恐れがあるため中期経営計画は開示しておりません。なお単年度ごとに目標を設定し、この達成に向けて取り組んでおり、単年度目標と結果との差異については、その分析と対応を行っております。

（5）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者につきましては、株主総会招集通知の参考書類に個々の選解任・指名についての説明を記載しております。社外取締役以外の取締役候補者につきましても、個々の選解任・指名についての説明を開示することを検討致します。

【補充原則4-1-3 後継者計画】

当社は、後継者育成の観点から、グループの重要な会議等の出席によるグループ経営への参画の機会を設けたり、子会社の代表者に抜擢し実践上の経験を積ませることで育成を図っておりますが、後継者計画及び後継者の育成については具体的な計画や手続きが確立しておらず、十分な議論がされているとは言えないため、取締役会にて引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則4-3-2 客観性・適時性・透明性ある手順による最高経営責任者の選任手続き】

当社は、代表取締役の選任につきましては、任意の独立した諮問委員会等は設置しておりませんが、経営理念等や具体的な経営戦略、取締役の評価や意見を踏まえ、後任の候補者の中から、人格、識見、経験、能力等を勘案した上で選定するものとし、社外取締役を交えて公正かつ透明性の高い手続に従い、十分な審議を行った上で実施いたします。

【補充原則4-3-3 最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きの確立】

取締役会は、代表取締役の解任につきましては、任意の独立した諮問委員会の設置や解任のための特別な要件などは定めておりませんが、代表取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合は、社外取締役を交えて公正かつ透明性の高い手続に従い、十分な審議を行った上で実施いたします。

【補充原則4-10-1 指名・報酬に関する任意の諮問委員会】

当社は、指名・報酬に関する任意の諮問委員会を設置しておりませんが、取締役の指名につきましては、社外取締役から有効かつ適切な関与・助言を得て、公正かつ透明性の確保につとめております。取締役（監査等委員除く。）の報酬の決定につきましては、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とし、他社水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。取締役（監査等委員除く。）の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとしております。個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役は株主総会において決議された報酬限度額の枠内にて作成した原案について監査等委員に意見を求め、当該意見を勘案して適切に決定するものとしております。また、取締役（監査等委員）の報酬につきましては、当該報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議の上、決議しております。今後は更なる公正性及び透明性を強化するため、多面的に検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会において複数の社外取締役を含めて適宜議論することにより取締役会の実効性を確保できるように努めております。なお、ジェンダーや国際性の面に関しては、多様性を拡充する観点から重要と認知しておりますが、現時点においては、国際経験の豊富な役員を選任すべき必要性は認知しておりません。

取締役会の実効性の分析・評価、開示方法については今後の課題として検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は経済情勢や消費動向の変化に対応するために、迅速な意思決定を行うよう努めております。そのため、新規事業戦略や出店計画は環境変化に伴い随時見直しを行っていることから計画の変動が大きく、株主の皆様は混乱を与える恐れがあるため中期経営計画は開示しておりません。なお、単年度ごとに目標を設定し、この達成に向けて取り組んでおり、単年度目標と結果との差異については、その分析と対応を行っております。当社は、自己資本当期利益率(ROE)の安定的向上を意識しながら、収益構造の構築に努め、堅実な財務体質を堅持する方針としております。しかしながら、現在は具体的な資本コストを考慮した経営計画を策定しておらず、資本コストの的確な把握は今後の重要課題の一つと認識して対応を検討してまいります。また、株主還元につきましては、財務体質の改善、配当性向ならびに内部留保の充実等を総合的に勘案し、配当と株主優待を実施する方針であり、ROEについては5%を業績目標としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

・政策保有に関する基本方針

当社は、政策保有株式として、取引関係の維持・発展によって得られる当社の利益等を総合的に勘案した後、その投資可否を判断した企業の株式を保有しております。

・検証の基本方針

当社は、政策保有株式について個別の保有適否を、取締役会にて年1回に検証しております。

保有に伴い取引先企業との関係維持・事業上のメリット等を考慮し、保有意義の有無を判断して保有の継続及び処分の判断を実施いたします。

・議決権行使の基本方針

政策保有株式の議決権行使につきましては、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断し、また、当社との取引関係に支障をきたす内容でないか等を総合的に賛否判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との重要な取引については、経営の透明性を高める観点から、取締役会決議事項としております。新たに関連当事者取引を開始する際にはその都度、取締役会に付議しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の制度運用にあたっては総務・人事を担当する部門が管轄しております。専門の人材の登用・配置は行っておりませんが、委託先の運用機関に対しては実効的なスチュワードシップ活動を求め、その活動状況においても定期的なモニタリング等を通じて適正な管理を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略、経営計画

経営理念はホームページにおいて開示しております (<https://www.umenohana.co.jp/company/message.html>) が、経営戦略と経営計画については開示しておりません。当社は経済情勢や消費動向の変化に対応するために、迅速な意思決定を行うよう努めております。そのため、新規事業戦略や出店計画は環境変化に伴い随時見直しを行っていることから計画の変動が大きく、株主の皆様に混乱を与える恐れがあるため中期経営計画は開示しておりません。なお単年度ごとに目標を設定し、この達成に向けて取り組んでおり、単年度目標と結果との差異については、その分析と対応を行っております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書1の1基本的な考え方をご参照ください。

(3) 取締役及び監査等委員の報酬等の決定に関する方針と手続き

取締役(監査等委員除く。)の報酬の決定については、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とし、他社水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。取締役(監査等委員除く。)の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとしております。個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役は株主総会において決議された報酬限度額の枠内にて作成した原案について監査等委員に意見を求め、当該意見を勘案して適切に決定するものとしております。また、取締役(監査等委員)の報酬につきましては、当該報酬限度額の範囲内で監査法委員会にて協議の上、決議しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者は、選任基準に従い、代表取締役と社外取締役との意見交換を踏まえ、経営の監督を担うに相応しい人格、見識及び業務・専門職の経験を総合的に検討した後、取締役会に上程しております。

なお、取締役として求める資質や職務遂行能力を満たさない場合、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合は、社外取締役からの助言・提言を受けた後に取締役会にて審議するものとします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補者につきましては、株主総会招集通知の参考書類に個々の選任・指名についての説明を記載しております。その他につきましては【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は法令、定款に規定するほか、取締役会規程に付議・決定する事項を定めております。経営陣は、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び業務分掌規程に基づき、経営にあっております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

取締役会は、「社外取締役の独立性判断基準」を定め、独立社外取締役候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役の人数は、企業規模を勘案のうえ、定款で監査等委員以外の取締役を7名以内、監査等委員である取締役を7名以内と定め、執行役員制度の導入により、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化し、企業経営の活性化を図っております。当社は、取締役候補者を決定するに際し、選任基準を策定しており、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を考慮し、代表取締役と独立社外取締役との意見交換を踏まえ、取締役会に上程しております。ジェンダーや国際性の面に関しましては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

社外取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。業務執行取締役につきましては、全員が他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査等委員の就任時に、経営を監督・監査する上で必要となる情報や知識に関する研修を実施しております。また、監査等委員は適宜講習会に参加し、会社法をはじめとする法的理解を深めるとともに、事業所往査を通じて会社の業務内容を周知することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. IR推進体制

当社のIR活動は、代表取締役社長が担い、経営計画室が担当する体制としています。IR活動に必要な情報は、適宜経理部等の関連部署から収集し、経営計画室が取りまとめ、投資家からの問合せに対応しています。

2. 個別面談以外の対話手段

随時の取材対応や当社ホームページの企画・運営を実施しております。

3. 社内へのフィードバックの方策

当社は、株主からの意見は代表取締役をはじめ経営陣幹部に報告し、経営に活用しております。

4. インサイダー情報の管理

当社は、内部者取引管理規程を定め、情報漏洩を防止し、インサイダー情報の管理を行っています。また、開示の公平性を保つため、決算発表前の一定期間は、業績等の内容に関する問い合わせへの対応を控えています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
梅野重俊	433,500	5.28
梅野久美恵	377,600	4.59
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	374,500	4.56
株式会社フジオフードグループ本社	370,000	4.50
株式会社ヒデベア	242,800	2.95
麒麟麦酒株式会社	201,300	2.45
株式会社トーホーフードサービス	128,000	1.55
株式会社西日本シティ銀行	96,000	1.16
梅の花社員持株会	66,500	0.81
株式会社三菱UFJ銀行	45,600	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	4月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒木 勝	他の会社の出身者											
藤本 宏文	他の会社の出身者											
池田 勝	他の会社の出身者					○						

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒木 勝	○	○	――	財務及び会計の専門知識を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の監査体制を強化するために社外取締役に選任いたします。 また、当社との間に特別な利害関係はなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得たうえで独立役員として指定いたします。

藤本 宏文	○	○	——	金融機関での職務経験を活かし、財務管理において客観的かつ公正な視点から当社の監査体制の強化を期待し、社外取締役として選任いたします。 また、上記項目に該当するものの、現在は出身会社の影響を受ける立場になく、経営陣から独立しているため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、本人の同意を得たうえで独立役員として指定いたします。
池田 勝	○		——	金融機関での職務経験(監査役・監査等委員を歴任)を活かし、客観的かつ公正な視点から当社の経営の監督、チェック機能を期待し、社外取締役として選任いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会より監査の実効性を高め、且つ監査機能が円滑に遂行されることを目的として、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合には、監査等委員会の業務を補佐する期間及び必要人数を確認し監査等委員会の承認のうえで適任者を選定して当該使用人を任命いたします。

また、当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、業務全般の活動と制度を公正な立場で評価及び指摘指導する機関として内部監査室を設けております。内部監査室は各店舗及びグループ会社の業務の執行状況を評価し、必要に応じて適切な勧告を行っております。

また、監査等委員会及び会計監査人並びに内部監査室との連携については、監査結果についても互いに情報を共有することにより随時可能な状況を構築し、三様監査の実効性・効率性を高め、業務運営の適正化確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役を選任するための独立性に関する基準につきましては、当社及び当社グループに対する独立、中立の客観的見地から当社経営陣に対し経営監視機能を果たせること、並びに当社の企業理念や企業活動を熟知し経営者として十分な経験による見識を持ち合わせることを基本的な方針としております。

なお、社外取締役3名におきましては、取締役会、監査等委員会において適宜報告及び意見交換がなされており、過去の幅広い経験や見識により当社への適切な指導・助言等を行い、企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年4月期における取締役11名に対する総報酬額は97,525千円であります。
上記には、2019年8月及び2019年10月に退任した取締役(監査等委員を除く。)2名を含んでおります。
平成27年12月25日開催の第36回定時株主総会において、取締役(監査等委員会を除く。)の報酬額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額20百万円以内と決議されております。
取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
なお、算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、市場環境や業績の見通しなどをもとに職位間のバランスを配慮しながら総合的に決定しております。監査等委員を除く取締役は、代表取締役が当該報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職務内容、会社業績等を総合的に勘案して決定しております。また、取締役(監査等委員)の報酬につきましては、当該報酬限度額の範囲内で監査法委員会での協議の上、決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役をサポートする専属のスタッフは設置しておりませんが、取締役会において経営判断に対する監督・助言ができるよう、経営計画室が中心となって事前に資料の提供及び説明を行っております。
また、監査等委員会においては、常勤監査等委員及び内部監査を通じて資料の提供及び説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 業務執行 >

当社の取締役会は、取締役(取締役監査等委員を除く。)4名と取締役監査等委員4名(うち、社外取締役3名)で構成され、原則毎月1回の定例会を開催し、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。

< 監査・監督 >

当社は、業務全般の活動と制度を公正な立場で評価及び指摘指導する機関として内部監査室を設けております。内部監査室は各店舗及びグループ会社の業務の執行状況の評価し、必要に応じて適切な勧告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人並びに内部監査室との連携については、監査結果についても互いに情報を共有することにより随時可能な状況を構築し、三様監査の実効性・効率性を高め、業務運営の適正化確保に努めております。

< 会計監査の状況 >

当社は、会計監査人として如数監査法人より会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した業務執行社員は松尾卓也、児玉邦康の2氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他1名であります。また、定期的に同監査法人から報告を受け、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

< 責任限定契約 >

取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間に責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会を設置することで、取締役会の監督機能の一層の強化並びにコーポレート・ガバナンスの向上を図り、透明性の高い経営と迅速な意思決定ができるため、当社にとってこの企業統治体制を採用することが、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するためには、他の体制より優位性があると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	一人でも多くの株主様に出席していただけるよう、近隣ホテルにて開催し会場の確保に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年12月25日開催の第36回定時株主総会の議決権の行使より導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期財務・業績の概況)、月次売上情報等を掲載しております。 https://www.umenohana.co.jp/investor/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営計画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループを含め社会に貢献し企業存続のため、当社を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、経営の透明性及びタイムリーディスクローズを目指し適時ホームページ上に開示しております。 また、梅の花企業行動憲章に規定した内容に基づき、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	店舗の産業廃棄物の処理について、評価を行うことを検討しております。またエコキュートやLEDの導入によるエネルギー資源の効率化を図っております。工場については、おから等の副産物の有効利用を図っております。また積み込み時の騒音対策など近隣住民への配慮を行っております。さらに、タイへのミャンマー難民への学校建設の支援等を行っております。
その他	男女の区別なく店舗責任者登用を行っており、女性の店舗責任者を採用しております。外国人についても社員採用を図っているほか、アルバイトや技能実習での採用を行っております。また国の数値を目標に障害者の受け入れも行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正且つ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

・当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。

イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底の為、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。

ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題(食品事故を除く。)の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定期的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月1回開催する。

エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全な食の提供を行うことを念頭に置き、梅の花グループ

としての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCPの導入推進、食品表示に関する管理等の活動を定期的に遂行する。食の安全委員会は毎月2回開催する。

オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。

カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。

・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。

イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
- ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
- ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
- ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書

・当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。

イ. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。

・当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は原則月1回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、業務執行状況の監督を行う。

イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、3ヶ月に1回以上、自己職務の執行の状況を報告するため、定例取締役会に出席する。

ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。

・当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき月に1回、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月2回グループ経営会議を開催し、グループ会社間の情報共有を図る。

イ. グループ会社の代表取締役は、3ヶ月に1回以上、自己職務の執行の状況を報告するため、定例取締役会に出席する。

ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。

エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。

オ. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。

カ. 経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、各社を統括するとともに、各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。

キ. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。

ク. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価すると共に、財務報告に係る内部統制を評価し、その改善を促す。

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。

イ. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。

- ・取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ア．各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
- イ．当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。
- ウ．監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア．監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。
- イ．監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ウ．監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

